

宮 城 県 公 報

令和 7 年 10 月 9 日（木）
号外第 36 号

目 次

選挙管理委員会

- 宮城県知事選挙の期日（選挙管理委員会事務局）
- 宮城県知事選挙における選挙長及びその職務代理者（同）
- 宮城県知事選挙における選挙会の場所及び日時（同）
- 宮城県知事選挙における公職選挙法第 194 条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額（同）
- 直接請求に要する選挙権を有する者の数（2 件）（同）
- 宮城県知事選挙における選挙長の事務を行う場所（同）
- 宮城県知事選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時（同）
- 宮城県議会議員補欠選挙の事由の発生（同）
- 宮城県議会議員補欠選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日（同）

官選管告示第 69 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項の規定により、宮城県知事の任期満了による選挙を令和 7 年 10 月 26 日に行う。

令和 7 年 10 月 9 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

官選管告示第 70 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 75 条第 3 項及び同法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 80 条の規定により、令和 7 年 10 月 26 日執行の宮城県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和 7 年 10 月 9 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

選 挙 長	宮城郡利府町	櫻井 正人
同職務代理人	仙台市青葉区	島田 悠介

官選管告示第 71 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 78 条の規定により、令和 7 年 10 月 26 日執行の宮城県知事選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりとする。

令和 7 年 10 月 9 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

- 1 場所 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号 宮城県庁
- 2 日時 令和 7 年 10 月 29 日 午前 10 時

官選管告示第 72 号

令和 7 年 10 月 26 日執行の宮城県知事選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は次のとおりである。

令和 7 年 10 月 9 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

候補者 1 人につき 金 37,435,300 円

官選管告示第 73 号

令和 7 年 10 月 8 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 並びに第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和 7 年 10 月 9 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

1 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による 50 分の 1 の数

37,816

2 地方自治法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項の規定による 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

336,345

3 地方自治法第 80 条第 1 項の規定による 3 分の 1 の数

青葉選挙区	83,367	岩沼選挙区	11,981
宮城野選挙区	53,056	登米選挙区	20,593
若林選挙区	39,182	栗原選挙区	17,485
太白選挙区	66,116	東松島選挙区	10,734
泉選挙区	58,986	大崎選挙区	34,622
石巻・牡鹿選挙区	39,520	富谷・黒川選挙区	25,600
塩釜選挙区	14,764	柴田選挙区	22,165
気仙沼・本吉選挙区	19,656	亘理選挙区	12,666
白石・刈田選挙区	12,329	宮城選挙区	13,728
名取選挙区	21,965	加美選挙区	7,757
角田・伊具選挙区	10,986	遠田選挙区	10,743
多賀城・七ヶ浜選挙区	22,258		

官選管告示第 74 号

令和 7 年 10 月 8 日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 7 年 10 月 9 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

336, 345

宮知選告示第 1 号

令和 7 年 10 月 26 日執行の宮城県知事選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和 7 年 10 月 9 日

宮城県知事選挙選挙長 櫻 井 正 人

仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号 宮城県庁

宮知選告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条の規定による令和7年10月26日執行の宮城県知事選挙における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和7年10月9日

宮城県知事選挙選挙長 櫻 井 正 人

- 1 場所 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁
- 2 日時 令和7年10月23日 午後5時

官選管告示第 75 号

令和 7 年 10 月 9 日公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 113 条第 3 項第 3 号の規定により宮城野選挙区において宮城県議会議員の補欠選挙を行うべき事由が生じたので、同法第 143 条第 19 項第 6 号及び第 199 条の 5 第 4 項第 6 号の規定により告示する。

令和 7 年 10 月 9 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

官選管告示第 76 号

令和 7 年 10 月 26 日執行の宮城県議会議員補欠選挙（宮城野選挙区）に係る公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 3 項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和 7 年 10 月 9 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

選挙時登録の基準日

令和 7 年 10 月 16 日